

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：産業労働局】

機関名称	東京都伝統工芸品産業振興協議会
機関種別	懇談会
設置根拠 法令等	東京都伝統工芸品産業振興対策要綱第11条
設置年月日	昭和56年10月1日
機関の目的 ・ 所掌内容	<ul style="list-style-type: none">・ 伝統工芸品の指定及び変更、解除・ 伝統工芸士の認定及び取消・ その他伝統工芸品産業振興に関すること
委員数	14人 (うち、女性委員数 6人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする場合の理由	伝統工芸士の認定等に係る内容には、公正な審査が要請される外、個人情報が多分に含まれるため、一部非公開とする。
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	伝統工芸士の認定等に係る内容には、公正な審査が要請される外、個人情報が多分に含まれるため、一部非公開とする。
備考	
HPのURL	http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/plan/shoko/kyougikai/
問い合わせ先	産業労働局商工部経営支援課 電話番号：03-5320-4659 FAX番号：03-5388-1465